

各消費生活協同組合  
代表理事 殿

東京都生活文化局  
消費生活部長 吉村 幸子  
(公印省略)

消費生活協同組合共済事業関係通知及び「消費生活協同組合法施行規則の  
一部改正に伴う組合の財務処理等に関する取扱いについて」の一部改正について

標記の件に関して、厚生労働省から通知が発出されましたので、下記のとおり写しを送付いたします。本通知及び送付資料につきましては、以下のウェブページに掲載していますので、ご活用ください。

(URL : <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/chousa/seikyo/oshirase.html>)

#### 記

##### 送付資料

- 1 「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正について
  - (1) 平成 31 年 3 月 28 日付社援発 0 3 2 8 第 3 4 号通知 (写)
  - (2) 「共済事業向けの総合的な監督指針の策定について」新旧対照表
  - (3) 共済事業向けの総合的な監督指針 本編(改正後全文)
  - (4) 共済事業向けの総合的な監督指針 様式編
- 2 「共済事業実施組合に係る検査マニュアル」の一部改正について
  - (1) 平成 31 年 3 月 28 日付社援発 0 3 2 8 第 3 6 号通知 (写)
  - (2) 「共済事業実施組合に係る検査マニュアルの策定について」新旧対照表
  - (3) 共済検査マニュアル(改正後全文)
- 3 支払余力比率の記入様式及び記入要領の改正について
  - (1) 平成 31 年 3 月 28 日付社援協発 0 3 2 8 第 1 号通知 (写)
  - (2) 共済生協の支払余力比率算出の記入様式
  - (3) 支払余力比率算出様式の記入要領
- 4 「消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う組合の財務処理等に関する取扱いについて」の一部改正について
  - (1) 平成 31 年 3 月 28 日付社援発 0 3 2 8 第 4 号通知 (写)
  - (2) 別添「決算関係書類等の様式例」新旧対照表
  - (3) 改正後 財務処理等に関する取扱いについての別添様式例

※ 1、2、3 については共済事業実施組合、4 については主として共済事業以外の事業を行う組合へ通知している。

##### <連絡先>

東京都生活文化局消費生活部取引指導課  
生活協同組合担当  
電話： 0 3 ( 5 3 8 8 ) 3 0 6 0  
FAX : 0 3 ( 5 3 8 8 ) 1 3 3 2  
E-mail: S0000580@section.metro.tokyo.jp